

# 結婚新生活支援補助金 募集要項

## ◎制度概要

### 【補助の目的】

経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻に伴う経済的不安を軽減することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的に、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

### 【募集期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 【補助要件】

補助金交付対象者は、以下のすべてを満たす者としてします。

- ・ 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦であること
- ・ 婚姻届を受理された日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること
- ・ 交付決定日から3年以上継続して市内に居住する意思があること
- ・ 所得証明書に基づき算出した夫婦の所得金額の合計が400万円未満であること  
ただし、次に掲げる場合にあっては、当該ア又はイに定める方法により所得金額の合計を算出することとする。
  - ア 申請日において夫婦のいずれか又はいずれもが離職し無職である場合は離職した者の所得金額をないものとして算出する
  - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は所得金額の合計から所得証明書の証明分の貸与型奨学金の年間返済額を控除した額を所得金額の合計とする
- ・ 申請時に夫婦いずれか又は両方の住民票の住所が申請する住居の住所であること
- ・ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
- ・ 住居費について夫婦ともに他の補助金と重複して補助を受けていないこと
- ・ 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- ・ 市税等の滞納がないこと
- ・ 夫婦ともに暴力団員でないこと
- ・ 県又は市が行う研修等を受講すること
- ・ 前年度に補助金の交付を受けた世帯で交付を受けた額が補助上限額に達していない世帯

### 【補助対象経費】

補助対象となるのは、以下の費用です。

- ・ 婚姻に伴う住宅取得費用（新築・購入・リフォーム）、住宅賃借費用、引越費用

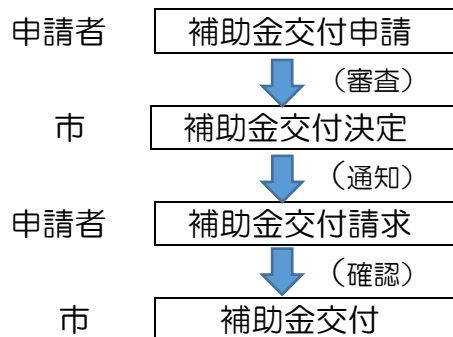
### 【補助金額】

補助額の上限は夫婦の年齢の高い方により、以下のとおりとなります。

- ・ 39 歳以下→ 上限 30 万円
- ・ 29 歳以下→ 上限 60 万円

### 【申請の流れ】

申請する費用にかかる支払が完了した時点で、必要な書類を提出し、審査のうえ交付決定を行います。



## ◎受付

### 【申請書受付】

#### ■必要書類（共通）

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 夫婦の所得証明書（※ 申請日無職の者は離職票の写し又は退職証明書）
- ④ 貸与型奨学金の返済がわかる書類の写し（※ 奨学金返済がある場合のみ）
- ⑤ 住民票謄本
- ⑥ 戸籍謄本
- ⑦ 市税等の未納がない証明書

■必要書類（随時）

住居を新築した場合	工事請負契約書の写し
	登記事項証明書
	支払にかかる領収書の写し
住居を購入した場合	売買契約書の写し
	登記事項証明書
	支払にかかる領収書の写し
住宅をリフォームした場合	工事請負契約書の写し
	支払にかかる領収書の写し
住居を賃貸した場合	賃貸契約書の写し
	家賃内訳証明書（様式第2号）
	住宅手当支給証明書（様式第3号）
	支払が確認できる書類（通帳等）の写し
引越費用がある場合	支払にかかる領収書の写し

【請求書受付】

■必要書類

①請求書（様式第6号）

【その他】

交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は交付決定の内容を取り消し、すでに交付した補助金の全部または一部について返還を求められますので、補助要件や誓約事項をよくご確認ください。

<問い合わせ先>

〒855-8555 島原市上の町 537 番地

島原市役所 市長公室 シティロモーション課

Tel : 0957-61-1652

Mail : promo@city.shimabara.lg.jp